

## とちぎグリーン成長産業創出支援事業 実施要領

### (趣旨)

第1条 栃木県と公益財団法人栃木県産業振興センター（以下「振興センター」という。）が協働して実施するとちぎグリーン成長産業創出支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により実施する。

### (目的)

第2条 本事業は、県内企業等が行う、カーボンニュートラル社会の実現に資する革新的技術の実装や新産業の創出が見込まれる技術開発について、事業化の検討段階から実用化開発まで切れ目なく一体的に支援することにより、本県産業の持続的発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者

#### (2) 中堅企業

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に定める中堅企業者

#### (3) みなし大企業、みなし中堅企業

次に掲げる事項のいずれかに該当する中小企業・中堅企業は大企業とみなす（みなし大企業）。また、次に掲げる事項で「大企業」とされている部分が「中堅企業」である場合に該当する中小企業者は、中堅企業者とみなす（みなし中堅企業）。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を（ア）～（ウ）に該当する中小企業者が所有している中小企業者等

オ （ア）～（ウ）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

### (事業区分)

第4条 本事業においては、次の各号に掲げる事業を行う。

#### (1) とちぎグリーン成長産業創出支援

##### ア FS調査助成事業

カーボンニュートラル社会の実現に資する技術開発のうち、シーズの探索、アイデアの事業性検討や開発シナリオの策定等を行うための事前調査に要する経費を助成する事業。

##### イ インキュベーション研究助成事業

カーボンニュートラル社会の実現に資する技術開発のうち、実用化開発の前段の研究として、基礎的データの取得、現象やメカニズムの解明等、技術シーズ等の育成及びブラッシュアップ段階の研究に要する経費を助成する事業。

ウ 実用化開発助成事業

カーボンニュートラル社会の実現に資する技術開発のうち、事業化を阻害している要因を克服し、製品化を目指す実用化、実証段階にある開発に要する経費を助成する事業。

(2) 管理事業

前号のイ及びウの助成を行うための基金を造成し、これを管理運営する事業

(基金の管理)

第5条 基金は、次の各号のいずれかにより運用しなければならない。

(1) 金融機関への預金

(2) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券

(3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用によって生じた運用益は、基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分の制限)

第7条 基金（前条により繰り入れた運用益金を含む。）は第4条第1項第1号のイ及びウ並びに第2号に掲げる助成事業に必要な次に掲げる経費かつ第11条に定める実施計画の範囲内に限り、これを取り崩して事業の財源とすることができる。

(1) 助成金

(2) 事務費

審査委員会の委員に対する謝金、審査委員会の委員又は振興センター職員の旅費、審査委員会の開催に要する需用費（食糧費、消耗品費）及び役務費（通信運搬費）並びに運用利息収入に係る租税。ただし、前条により繰り入れた運用益金の額を超えてはならない。

(会計)

第8条 振興センターは、本事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。

(助成対象者)

第9条 助成対象者は、1者のみにより事業を行う場合には、県内に事業所を有する中小企業、中堅企業、みなし中堅企業とする。ただし、みなし大企業を除く。

また、県内に事業所を有する企業等が2者以上の連携により事業を行う場合には、中小企業を含むこととする。

(助成金の交付に係る手続き)

第10条 振興センターは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の趣旨に従い、第4条に定める助成金交付事業の内容及び交付申請等の手続

きについて、助成金交付要領を作成し、県の承認を受けるものとする。

（実施計画）

第11条 振興センターは、毎事業年度の助成金交付事業を開始する前に、グリーン成長産業創出支援事業実施計画承認申請書（様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実施状況報告）

第12条 振興センターは、毎事業年度の助成金交付事業において交付決定（変更の交付決定及び決定の取消しを含む。）したときは、速やかにグリーン成長産業創出支援事業実施状況報告書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第13条 振興センターは、毎事業年度終了後1か月以内にグリーン成長産業創出支援事業実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（雑則）

第14条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4（2022）年8月30日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

栃木県知事 様

所在地  
名称  
代表者名

年度グリーン成長産業創出支援事業実施計画承認申請書

とちぎグリーン成長産業創出支援事業実施要領第11条の規定に基づき、令和 年度グリーン成長産業創出支援事業の実施計画を下記のとおり策定したので、承認を申請します。

記

- 1 前年度末基金残高
- 2 今年の基金積立（見込）額
- 3 承認申請時基金残高
- 4 助成予定額及び件数
- 5 実施計画

(1) 事業の周知		
周知期間	年 月 日から 年 月 日まで	
周知先		
周知方法		
(2) 助成金交付申請の受付期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(3) 審査委員会開催時期	年 月	
(4) 審査委員	所属団体等名	職・氏名
(5) 交付決定時期	年 月	

※ 募集案内等参考となる資料を添付すること。

様式第2号

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所在地  
名称  
代表者名

年度グリーン成長産業創出支援事業実施状況報告書

- 1 交付決定件数
- 2 交付決定額
- 3 添付資料
  - ・助成対象事業一覧（別紙）
  - ・その他参考となる資料

## 助 成 対 象 事 業 一 覧

No.	交付決定の相手方	事業計画名	事業概要	総事業額 (千円)	交付決定額 (千円)	備考
合 計						

※ 「研究概要」の欄には、研究の実施時期及び場所、内容等を簡潔に記載すること。

※ 変更等の場合は、変更部分について、上段に変更前を（ ）書きし、下段に変更後を記載すること。

様式第3号

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者名

年度グリーン成長産業創出支援事業実績報告書

1 交付件数

2 交付額

3 添付資料

- ・助成事業一覧（別紙）
- ・基金の収支決算資料
- ・その他参考となる資料

助 成 事 業 一 覧

No.	交付の 相手方	事業計画名 及び概要	事業の成果	総事業額 (千円)	交付決定額 (千円)	確定額 (千円)	支払日	備考
合 計								

※「研究テーマ及び概要」の欄には、研究の実施時期及び場所、内容等を簡潔に記載すること